平成20年(行ウ)第150号 特別報酬の支給差止等請求事件(住民訴訟) 原告 小林洋一 被告 和泉市長 他1名

原告 第6準備書面

平成21年10月22日

大阪地方裁判所第2民事部(乙係) 御中

原告 小林洋一

原告は、原告第3準備書面第5(P7-8)の予備的請求を以下のとおり訂正する。

第1 予備的請求

仮に被告の主張する遡及適用により違法性が治癒されたとしても、遡って適用する旨の遡及適用の定めが無いから、特別報酬の違法な支出が合法化され、その支出が許されるのは改正条例施行後であり、既に支給された特別報酬の支給日から改正条例施行日までの金利相当分は市の損害と評価される。(予備的主張)

その額は法定利息5%として、改正条例が適用される被告ら準備書面(4)の①から④の職員であるから

- •19年6月支給分 金利対象期間は少なくとも21ヶ月であり、金利相当額は80,447,564×21/12×0.05=7,039,161円となる。
- •19年12月支給分 金利対象期間は少なくとも15ヶ月であり、金利相当額は95,035,911×15/12×0.05=5,939,744円 となる。

合計 12,978905 円であり、以下の予備的請求を行う。

被告和泉市長は、井坂善行に対し12,978905円及びこれに対する改正条例施

行日の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

以上